

独占禁止法研究会 座長
岸井 大太郎 様

平成28年11月25日
独占禁止法研究会 会員
黒木 麻実
(公益社団法人全国消費生活相談員協会
関西支部副支部長)

意見書

本日開催されます独占禁止法研究会第10回会合を所要により欠席させていただきます。同会合で検討される予定である論点について、意見書を提出させていただきます。

独占禁止法の第1条では、「一般消費者の利益を確保する」ことを掲げています。公正取引委員会が、この法律を厳正に執行することが広く一般消費者の利益を増進させ、消費者の権利の確保につながることは言うまでもありません。事業者が行う独占禁止法違反行為により被害を受けるのは一般消費者です。そもそも事業者が違反行為をしなければよいのではないかと、違反しながら防御権やら秘匿特権などの権利の主張をされることに一般消費者は違和感を覚えるのではないかと考えます。公正取引委員会は、これらの違反行為者に対して、引き続き厳正な処分を行うことが必要と考えています。そのために、本日の論点について以下のことを述べます

1 調査妨害行為に対するペナルティーについて

公正取引委員会による独占禁止法違反行為に対する厳正な対処は、消費者利益の確保にとって非常に重要なことです。公正取引委員会の行う調査を妨害したり、非協力的な対応を行ったりする事例が少なからず存在する状況は、是正すべきと考えます。

このため、調査妨害に対しては実効性のあるペナルティーが必要であり、検査妨害罪という既存の刑事罰を適用することが困難なのであれば、課徴金を増額するなどの方法により、より迅速かつ実効性あるペナルティーを課すべきと考えます。

また、本研究会では、これまで調査協力インセンティブを高める制度の導入も検討されてきました。実際にそのような制度が導入されれば、調査を妨害するような事業者は一定程度減るかもしれませんが、それでもそのような事業

者がいなくなるとまではいけないと思われるため、調査妨害に対する実効性のあるペナルティーの強化は行うべきと考えます。

2 事業者の防御権について

行政が調査を行う際に、調査を受ける事業者に対して適正な手続を保障することは重要です。しかし、事業者の防御権を強化することにより、調査に対する妨害や非協力的な対応が助長されるようなことがあれば、調査による実態解明に支障が生じ本末転倒です。これまで議論してきたような調査協力インセンティブを高める制度が導入され、事業者が公正取引委員会の調査に協力し実態解明が進むのであれば、それは望ましい方向性であると考えます。

防御権についても、そのような新しい制度との関係で必要性を検討すべきだと思います。

現在の独占禁止法に基づく公正取引委員会の調査においては、資料によりますと、国内の他の行政調査と比べても適正な手続が保障されているように思われます（第10回会合資料参考15-2, 16-5）。

今回の課徴金制度の見直しに当たっては、防御権を強化することが公正取引委員会の実態解明機能を害することになり、ひいては一般消費者の利益を害することがあってはならないと考えています。

課徴金制度の見直しに伴い、本当に必要となる防御権はどのようなものか、それは公正取引委員会の実態解明機能を阻害しないかを具体的に検討する必要があると思います。つまり、事業者の調査協力インセンティブを高める制度として、事業者が提出した証拠の価値などによって課徴金を減額するという制度の導入、調査妨害行為に対する新たなペナルティーの導入などについて、仮にこれらの制度を導入した場合に、どのような防御権が必要となるのかについて、防御権の必要性を主張する側から、十分な理由を示していただいたうえで議論すべきと考えます。

なお、本研究会第5回会合における（一社）全国消費者団体連絡会事務局長の河野康子氏からのヒアリングの内容は、一般消費者の声として本会合での防御権の議論において、十分に参考にされるべきであることを申し添えます。

以上